

役場からのお知らせ

高知県中小企業耐震診断等
支援事業費補助金のご案内



南海トラフ地震対策として、従業員の命を守り、地震発生後の早期復旧につなげるため、県内中小企業者が行う耐震診断や耐震設計などに要する費用を補助成する補助制度を設けていますので活用ください。

【対象者】

製造業を営む県内の中小企業者で、BCP(事業継続計画)を策定している者

【対象事業】

①耐震診断
②耐震設計(建替設計を含む)

【対象建築物】

事務所・工場などで昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること

【補助率／補助限度額】

①耐震診断
補助率：2／3以内 補助限度額：133.3万円
②耐震設計
補助率：2／3以内 補助限度額：200万円

【補助要件】

耐震診断や耐震設計に関し、四国耐震診断評定委員会などの評定を受け、適切と評価を受けることなど

問い合わせ先

高知県商工労働部商工政策課
☎088-8223-9696

高校生の登壇に協力ください！



5月25～26日に高知県高等学校総合体育大会登山の部が、6月14～15日には四国高等学校総合体育大会登山の部が大豊町で開催されます。
旧大豊小学校を拠点に、豊永登山口から梶ヶ森登山をします。

それぞれ、初日に旧大豊小学校のグラウンドでデント宿泊し、早朝に梶ヶ森に向け出発します。
高校生の部活動発表の場となる大会のため、大人数が予想されますが、周辺住民の皆さまはご理解をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

高知県高体連登山専門部 鎌倉
(県立高知工業高等学校内)
☎088-8231-9171

高知県自転車条例が施工されました



平成31年4月から「高知県自転車条例」が施工されています。次の点に注意してください。

◆子どものヘルメット着用

18歳以下の子どもが自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用しましょう。

◆自転車損害賠償保険加入の努力義務化

万が一の加害事故に備え、自転車保険に加入しましょう。自動車の任意保険に特約として付いている場合があるので確認してみましょう。

◆自転車安全利用の促進

・車と同じく関係法令を守りましょう。
・通行できる歩道では歩行者に配慮しましょう。
・事業者は自転車を利用する従業員に安全に利用するための指導を行しましょう。

問い合わせ先

高知県県民生活男女共同参画課
☎088-8223-19319

「ながら」運転は絶対にやめましょう！
×傘をさしながら
×大音量で音楽などを聴きながら
×スマホや携帯を操作しながら

人権擁護委員制度を知っていますか
6月1日は人権擁護委員法の施行日です



現在、人権擁護委員は県内に約180名配置されており、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、公共施設などにおいて、家庭や職場内におけるセクハラ、DV、いじめなどの人権問題に関するあらゆる相談をお受けしたりしています。相談は無料で秘密厳守です。一人で悩まずお気軽に法務局や人権擁護委員会にご相談ください。

また、6月3日には「特設人権相談所」を開設します。

お問い合わせは、最寄りの法務局までお尋ねください。大豊町総合ふれあいセンターでは、午前10時～午後3時に無料相談を受け付けます。

問い合わせ先

高知地方法務局 人権擁護課
☎088-8222-3503

行政相談所について

5月から当面、高知行政監視行政センターから相談員が来られます。
相談日は、毎月号のカレンダーを参照ください。
また、相談日以外でも電話で相談を受け付けています。

行政相談専用ダイヤル

☎088-8731-1100
(平日：午前8時30分～午後5時15分)

問い合わせ先

高知行政監視行政センター
(高知市本町4-3-41)

杉駐在所の
お巡りさんが
交代しました。

「住民の安全を守る
ため頑張ります。」



吉川 成 警部補

後期高齢者医療制度の保険料軽減が変わります

(1) 後期高齢者医療制度に加入している年金収入80万円以下の方へ



下の「◆条件」に当てはまる方について、
保険料の均等割(※1)の特例が、「9割軽減」から「8割軽減」に変わります。

(※1) 均等割：保険料のうち、加入者全員に等しく負担していただく定額の部分です。ただし、特例により世帯の所得に応じて負担が軽減されます。

- ◆条件： ①世帯主及び同じ世帯の加入者全員の前年中の総所得金額等の合計額(※2)が33万円以下、かつ
②同じ世帯の加入者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない。

(※2) 収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額。ただし、65歳以上の方の公的年金については、「公的年金収入－公的年金控除」から更に特別控除15万円を引いた金額。

均等割額	平成30年度	平成31年度
本来の金額 10割:54,300円 (12か月分)	9割軽減 納付額 1割:5,400円	8割軽減 納付額 2割:10,800円

保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は10月からです。

年金収入80万円以下の方への他制度からの支援について

- ①平成31年度の介護保険料の負担軽減が強化されます。ただし、同じ世帯に市町村民税が課税されている方がいる場合は対象外となります。
②今年10月から年金生活者支援給付金の制度が始まります。ただし、同じ世帯に市町村民税が課税されている方がいる場合などは支給の対象外となります。基準額は月5,000円ですが、金額は年金保険料を納めた期間等により異なります。

問い合わせ先:住民課介護保険班 小松

問い合わせ先:ねんきんダイヤル(TEL 0570-05-1165)

(2) 後期高齢者医療制度に加入する前日に、ご家族の会社の健康保険や
共済組合等の被扶養者であった方へ

保険料の均等割(※1)の特例が、「5割軽減」から「後期高齢者医療制度に加入後2年経過する月分まで5割軽減」に変わります。ただし、世帯の所得が低い場合は、引き続き所得に応じた均等割の軽減が受けられます。所得割は引き続き賦課されません。

(例)元被扶養者であった方で、平成31年3月以前に77歳に到達している方

均等割額	平成30年度	平成31年度
本来の金額 10割:54,300円 (12か月分)	5割軽減 納付額 5割:27,100円	31年4月時点で、 後期高齢者医療加入後2年が経過しているため 納付額 10割:54,300円

- ・3月以前に77歳に到達している方…
世帯の所得が一定程度ある場合、平成31年度から軽減は適用されません。
・76歳以下の方…
77歳に到達する月分まで、均等割5割軽減が適用されます。77歳になった翌月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。
・障害認定により後期高齢者医療制度に加入している方…
後期高齢者医療制度に加入して24か月に到達する月分まで、均等割5割軽減が適用されます。25か月分からは、世帯の所得が一定程度ある場合は、軽減は適用されません。



問い合わせ先:住民課保険窓口班 岡崎